## １年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

資源循環分野においては、育成就労外国人の転籍制限期間が２年とされている（ただし、雇用主である育成就労実施者が希望する場合は、転籍制限期間を１年とすることができる）。

１年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者は、待遇向上策として、在籍する育成就労外国人の所定内給与を１年目から２年目にかけて、協議会において設定された昇給率以上の昇給をさせることが必要となる。

当該昇給率については、資源循環分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も考慮する。）を基準として毎年協議会において設定・公表することとされているが、育成就労制度は令和９年度から施行予定であり、現時点では制度運用の実績が存在しない。

このため、令和９年度における資源循環分野等における賃金動向等の状況を調査し、これを踏まえ、協議会において令和 10 年度以降に適用する昇給率等の待遇向上策について今後決定することとする。

（参考）

資源循環分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和８年１月２３日　閣議決定）（関連部分を抜粋）

３　育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（３）１年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も考慮する。）を基準に、昇給率を設定・公表する。

１年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を１年目から２年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。